

# 決 定 書

申 立 人     X 1 組 合  
                  代表者   不詳

被申立人     Y 1 会 社  
                  代表取締役   B 1

上記当事者間の都労委令和5年不第28号事件について、当委員会は、令和5年7月18日第1821回公益委員会議において、会長公益委員金井康雄、公益委員菊池洋一、同水町勇一郎、同北井久美子、同卷淵真理子、同三木祥史、同太田治夫、同渡邊敦子、同田村達久、同西村美香、同川田琢之、同垣内秀介、同富永晃一の合議により、次のとおり決定する。

## 主 文

本件申立てを却下する。

## 理 由

1 申立人X1組合（以下「組合」という。）は、令和5年4月13日、Y1会社を被申立人として、当委員会に対し、本件不当労働行為救済申立てを行った。

しかし、この申立書は、労働委員会規則第32条第2項第1号に規定する申立人組合の「代表者の氏名」、同第3号に規定する「不当労働行為を構成する具体的事実」及び同第4号に規定する「請求する救済の内容」の記載を欠いていた。

2 そのため、当委員会は、5月23日の第1817回公益委員会議において、労働委員会規則第32条第4項の規定に基づき、6月30日までに本件申立ての補正を行うよう求めることを決定し、その旨文書で組合に通知した。

そして、組合は、5月28日に上記文書を受領した。

3 しかしながら、その後6月30日を経過しても、組合は、本件申立てを何ら補正していない。

4 よって、本件申立ては、労働委員会規則第32条第2項第1号に規定する申立人組合の「代表者の氏名」、同第3号に規定する「不当労働行為を構成する具体的事実」及び同第4号に規定する「請求する救済の内容」の記載を欠き、その補正がなされないものであるから、同規則第33条第1項第1号の「申立てが第32条に定める要件を欠き補正されないとき。」を適用して主文のとおり決定する。

令和5年7月18日

東京都労働委員会

会 長 金 井 康 雄